

令和7年度第2回茅ヶ崎市都市計画審議会

議題(2) 資料2-1

茅ヶ崎都市計画生産緑地地区の変更について

(付議 R7-8号)

議案書

【書類綴じ込み順】

新旧対照表（計画書）

理由書

計画書

付議書

7 茅都計第 1 3 7 号
令和 7 年 1 0 月 2 0 日

茅ヶ崎市都市計画審議会 会長 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

このことについて、次のとおり変更したいので、都市計画法第 2 1 条第 2 項において
準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により付議します。

- 1 付議する議案
茅ヶ崎都市計画生産緑地地区の変更
- 2 添付書類
別紙のとおり

〔 事務担当 都市部都市計画課計画担当
電 話 0467-81-7180 （直通） 〕

茅ヶ崎都市計画生産緑地地区の変更（茅ヶ崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 4 5 . 2 ha	甘沼字中村地内において箇所番号 3 5 を面積変更 萩園字古新田地内において箇所番号 4 6 を区域縮小 浜之郷字中谷地内において箇所番号 2 0 1、2 0 3 を廃止 中島字池ノ上地内において箇所番号 2 6 4 を廃止 小和田三丁目地内において箇所番号 4 1 2、5 1 1 を面積変更 中島字中河原地内において箇所番号 4 7 0 を廃止 萩園字西ノ谷地内において箇所番号 4 7 9 を面積変更 菱沼一丁目地内において箇所番号 4 9 5 を廃止

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を計画的に保全すべく、生産緑地地区として指定しております。

今回、申出基準日を経過した生産緑地及び主たる農業従事者が死亡した生産緑地のうち、所有者から買取りの申出がなされ、所有権移転が行われなかったため、生産緑地地区の行為の制限が解除された区域について、廃止するものです。

また、狹隘道路整備の実施に伴い、区域の縮小をするものです。

さらに、地積測量に伴い面積の更正登記等が行われた区域について、面積を変更するものです。

新旧対照表

新旧の別	面積	箇所数
新	<u>約 4 5 . 2 h a</u>	<u>3 1 9</u>
旧	<u>約 4 5 . 6 h a</u>	<u>3 2 4</u>
増減	－ 0 . 4 h a	－ 5